



IB プログラム利用規約

FiXi Global Limited

Fixi-IB プログラム利用規約(以下「本規約」といいます。)は、フィクシーグローバルリミテッド(以下「当社」といいます。)が提供する IB プログラム(以下「本プログラム」といいます。)を第 2 条に定義される「IB」が利用する際に IB と当社との間に適用されるものとします。

第 1 章 総則

第 1 条(規則の遵守)

すべての IB は、本規約ならびに本規約に付随するすべての規約、規則、ガイドラインおよびそれに準ずるものを遵守するものとします。

第 2 条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用されます。

- ① 「プログラム」とは、メディアの運営者が、自身のメディアにフィクシーのウェブサイト进行宣传し、フィクシーのウェブサイトへ新規トレーダーを紹介することでその成果に応じて収入を得る制度ことをいいます。
- ② 「本プログラム」とは、当社が提供する IB プログラムで、フィクシーの広告が IB サイトに掲載され、その広告効果に基づいてフィクシーが IB に報酬を支払う仕組みを提供するプログラムのことをいいます。
- ③ 「フィクシー」、「Fixi」とは、当社がマーケティングサービスを提供し、フィクシーサイトを運営している Prex Markets (Bahamas) Limited をいいます。当社は、本プログラムにかかる一切の業務運営および管理をフィクシーより受託しております。
- ④ 「フィクシーサイト」または「ウェブサイト」とは、本プログラムを利用してメディアに広告を出稿しているフィクシーサイト (<https://fixifx.com>) のことをいいます。
- ⑤ 「IB サイト運営者」または「IB」とは、IB サイトを運営し、または IB として紹介活動を行い、本プログラムを利用する個人または法人のことであり、フィクシーのサービスをエンドユーザーに紹介することにより発生する IB 報酬を受け取る当事者を指します。
- ⑥ 「メディア」とは、アフィリエイトリンクを含む広告を掲載する媒体としての機能を有するものをいいます。

- ⑦ 「IB サイト」とは、IB が運営し当社が登録を承認したメディアに限らず、メッセージアプリ、SNS アカウントやその他の配信サービスグループなどエンドユーザーが訪問するすべての媒体を指します。
- ⑧ 「デフォルト広告」とは、広告を配信するための広告枠に広告の設定が一切なされていない場合に当社から配信される広告のことをいい、その内容および形式は当社が別途定めるものとします。
- ⑨ 「管理画面」、「IB センター」または「パートナーセンター」とは、本プログラムの一部として当社またはフィクシーが提供し、IB が利用できる画面であり、本プログラムを利用する上で必要な情報の確認および入出力を行なえる画面のことをいいます。
- ⑩ 「IB リンク」とは、IB センター内で各 IB 固有のコードが付与された IB 登録リンクのことをいいます。
- ⑪ 「IB 報酬」とは、エンドユーザーがフィクシーウェブサイト上で金融商品の取引をした総額に対して予め IB 報酬契約に定められた IB 報酬率に基づいて計算される報酬のことをいいます。なお、IB 間で設定される報酬率は、IB レベルまたはフィクシーによる招待制により、決定されます。
- ⑫ 「アップライン」とは、アカウント登録者がフィクシーサイトで IB としてアカウントを登録した際に使用したアフィリエイトリンクの発行元の IB のことをいいます。
- ⑬ 「ダウンライン」とは、IB のアフィリエイトリンクから登録したアカウント登録者のことをいいます。
- ⑭ 「トレーダー」、「顧客」または「エンドユーザー」とは、IB の IB サイト上に掲載されたラピン IB のアフィリエイトリンクを経由して、フィクシーサイトを訪問し、フィクシーのサービスを利用するユーザーのことをいいます。
- ⑮ 「大口トレーダー」または「大口顧客」とは、少なくとも月額ベースで US \$ 80,000,000 (80 千万米ドル) (もしくはその他の通貨で同等) の取引を執行するトレーダーを言う。
- ⑯ 「動的配信」とは、エンドユーザーの行動履歴や当社独自のロジックに基づき、配信される広告内容が順次入れ替わる配信のことをいいます。
- ⑰ 「内部メッセージ」とは、フィクシーサイト内で送受信されるメッセージ機能のことをいいます。

第2章 IB プログラムへの参加

第3条(利用規約の発効および契約の成立)

1. 本規約は、IB がフィクシーのウェブサイト上で IB としてアカウントを登録したと同時に効力を生じ、IB が本プログラムの利用を当社に申し込み、当社がその承諾を発信したときに IB と当社の間で契約が成立します。その成立をもって、IB は本プログラムを利用できるものとします。
2. フィクシーから本プログラムを利用した広告の運営業務を当社が受託した場合、本規約におけるフィクシーは、当社と読み替えるものとします。

第4条(プログラムの提供の拒否権)

1. 当社は、常に IB の業績を分析および評価します。当社は、当社の独自の判断により、本プログラムにとって不利益またはふさわしくないと判断された IB に対して、本プログラムの提供を拒否することができるほか、事前の通知なしに、IB との契約の解除を行えるものとします。ふさわしくないと判断は、当社が、当社の基準に基づき、独自に行えるものとし、IB は当社またはフィクシーに対して、このような判断に一切の異議を申し立てないものとします。
2. 当社は、当社の独自の判断により、以下の各号のいずれかに該当すると判断した IB に対し、事前の通知なしに、IB としての登録解除を行えるものとし、IB は、当社のこのような判断に一切の異議を申し立てないものとします。当社は、本項に該当する IB に対していかなるサービスおよびプログラム(本プログラムを含みます。)の提供を拒否できるものとします。
 - ① 個人で、未成年者などの制限行為能力者が運営している場合。ただし、18 歳以上で法定代理人の同意を得ている場合は除く。
 - ② 虚偽情報により登録している場合
 - ③ 公序良俗に反している場合
 - ④ 違法な活動をしているもしくはその奨励をしている場合
 - ⑤ ねずみ講、違法なマルチ商法などの違法な事業およびそれに類する活動を行っている場合
 - ⑥ 他人の名誉の侵害、特定の個人や団体を誹謗中傷(当社の名誉を侵害ないし誹謗中傷する場合も含みます。)している場合

- ⑦ 著作権等の知的財産権、肖像権等の人格権その他法律上の権利もしくは保護に値する権利の侵害、または関連する法規に違反している場合
- ⑧ 薬事法・景品表示法などの法令に違反する表現を記載している場合
- ⑨ 内容が不明または乏しい、外観が異様な場合
- ⑩ 報酬発生条件の事項に違反している場合
- ⑪ 第三者から受取る現金、電子マネー、ポイント、マイレージなど(以下「現金など」といいます。)を原資として、自己の会員もしくはそれに準じるユーザーに対し、利益を付与している場合(ただし、当社が承諾した場合を除きます。)
- ⑫ IB サイトの内容が当社から付与されたカテゴリーから大幅に変更された場合
- ⑬ 主要なコンテンツの表示にログインが必要な場合(IB サイト管理用や、ゲストパスワードなどの提供により、当社およびフィクシーが随時無償にてアクセス可能な場合を除きます。)
- ⑭ 広告を掲載するためのスペースやウェブページを有していない場合。ただし、ソーシャルネットワークサービス (SNS) のアカウントを保有している場合は、この限りではありません。
- ⑮ 主要なブラウザ、スマートフォン・タブレット型端末または携帯端末機種で適切に表示されない場合
- ⑯ 法令に違反またはそのおそれがあると判断した場合
- ⑰ 本プログラムにふさわしくない IB サイトと判断された場合

第5条(判断理由の非開示)

当社は独自の判断により IB への本プログラム提供の可否を、また、当社が独自に定める提携条件に基づき提携申込み承認の可否を、それぞれ行えるものとし、その判断理由は、原則として IB に対して開示されないものとします。IB は、当社がその判断基準に基づいて行った判断に対して、一切の異議を申し立てないものとします。また、当社は、当該行為によって発生する IB または第三者のいかなる不利益に関しても一切の責任を負わないものとします。

第6条(申込事項および届出事項)

IB は、本プログラムの利用申込みをするにあたり、当社が別途定める届出事項に関して、当社が別途定める書面にて事実と相違ない情報を当社に届け出るものとします。

IB は、申込事項または登録事項に変更が生じた場合、自己責任において管理画面にて事実と相違ない情報へ登録内容の変更を行うものとします。ただし、氏名(法人の場合は会社名)

もしくは契約者の変更を行う場合は、当社が指定する方法と様式にて、事実と相違ない情報を当社に届け出ることにより変更を行うものとします。

本条に規定する申込事項および届出事項が不正確もしくは虚偽であるために、IBが不利益を被った場合、当社はその責任を負わず、一切の責任はIBが負うものとします。

第7条(表明および確約)

IBは、当社に対して、以下のとおり表明し、確約するものとします。

1. 現在、暴力団、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。)に、自らおよび自らの役員、社員、代理人、使用人その他の従業員が該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。
2. 反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」といいます。)と、現在、以下のいずれにも該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ④ 不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. IBは、自らまたは第三者を利用して以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社および提携するフィクシーの信用を棄損し、業務を妨害する行為
 - ⑤ 反社会的勢力等に名義を利用させる行為
 - ⑥ その他上記各号に準ずる行為

4. IB は、以下の事項につき表明保証し確約します。

- ① 当事者の利益を可能な限り最大限にすべく、自費によるフィクシーのマーケティングおよび宣伝を行うこと。
- ② 本プログラムにて提供されるリンク、プロモーション、広告またはマーケティングツールを使用し、当社から特別な書面による許可がない限りその他のツールは利用しないこと。
- ③ IB のマーケティング活動を行う場合は、適切に本合意の規定に準じなくてはならないこと。
- ④ 常に関連または適用される法律に準拠して IB 活動を遂行すること。データ保護およびプライバシーに関して適用される法律を含むがこれに限定されない。
- ⑤ IB が独自に管理する IB サイトの運営、保守および開発に責任を持つこと。
- ⑥ 当社またはフィクシーに有利に反映されるような方法で IB 活動を遂行すること。当社またはフィクシーに不利になるような IB 活動を遂行した場合、当社が本プログラムの利用を停止し、登録を解除することができることに同意します。
- ⑦ 差別的、違法またはその他不適切な方法でマーケティング活動（IB・ウェブサイトを含む）を行わないこと。
- ⑧ 18 歳未満のトレーダーを対象に IB 活動をしないこと。
- ⑨ 当社およびフィクシーがサービス提供を禁止している管轄区域を対象としない。当社またはフィクシーは、特定の制限について随時通知するものとする。
- ⑩ 違法または不正行為により、フィクシーのウェブサイトへのトラフィックの生成をしないこと。
- ⑪ IB サイトがフィクシーのウェブサイトと混同する危険性を持ち、または IB サイトがフィクシーに部分的または完全に起因するような印象を持つような方法で IB サイトを公開しないこと。
- ⑫ 当社から提供されたマーケティングツールを除き、当社またはフィクシーから提供された書面による承諾がない限り、fixi.com、fixiforex.com、fiximarkets.com、fixi-vip.com、prexforex.com または、当社またはフィクシーにかかるその他表現、商標、知的財産権を使用しないこと。これには、fixi, や prex が含まれるドメイン名や SNS 登録ユーザー名が含まれます。
- ⑬ IB は、当社より提供されたログイン情報の機密を保持し、常に安全に保護するものとする。また、当社またはフィクシーのシステム不具合により、ログイン情報の適切な保護がなされなかった事に起因する不正なログイン情報の使用は、IB が単独で責任を負うものとする。IB は、IB のアカウント ID およびパスワード管理に対して、単独で責任を負うものとする。

- ⑭ 不正または本合意の利用規約に違反する方法によって、当社にトレーダーを紹介した場合、当社は IB のアカウントを凍結する権利および IB から報酬を差し引く権利を有するものとする。
5. 当社は、IB が、前三項のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、第 29 条の規定に関わらず、IB に対してなんらの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行の提供をせずに直ちに、契約の全部または一部を解除することができるものとします。
6. 前項により当社またはフィクシーに損害が生じた場合、IB は当社またはフィクシーに対してその損害を賠償するものとします。

第 3 章 フィクシーとの提携および報酬

第 8 条(当社との提携および解除)

1. IB がフィクシーのサイトで当社のアフィリエイトリンクを通じて IB としてアカウント登録を完了することにより、IB とフィクシーの間で本プログラムにかかる提携（以下、「本提携」という）が成立するものとします。
2. 本条第 1 項に基づく、本提携が成立した後であっても、当社から提示された広告を掲載するかどうかの判断および提携の解除の判断は、IB が独自に行うものとします。
3. IB は、本条第 1 項に基づく本提携が成立した後であっても、当社の独自の判断により、当該提携が解除される場合があることに同意するものとします。
4. IB は、動的配信がなされる広告枠を設定した場合には、本条第 1 項の本提携の有無にかかわらず、動的配信に基づく広告掲載がなされることを承諾するものとします。なお、動的配信に基づく広告掲載を終了する場合は、IB 自ら当該広告の URL およびコードを IB サイトから削除するものとします。

第 9 条(報酬の支払い)

1. フィクシーから完全委託を受けた当社は、IB への事前の通知なく、独自の裁量により、IB 報酬条件を、随時、変更することができるものとし、IB 報酬率は当社が指定し、IB がフィクシーに紹介した新規トレーダーの人数や紹介された新規のトレーダーから発生した取引量に基づき、毎月見直されるものとします。報酬は、IB のアカウン

トごとに計算されるものとし、当報酬には付加価値税またはその他の税金を含むものとします。

2. IB に支払われる本プログラムの利用により発生した報酬については、自動的に IB のアカウントに反映されます。
3. IB は、当社またはフィクシーに対し、IB のフィクシーに対する報酬の請求権限を有しないことに同意します。
4. IB は、当社が IB への報酬を当社に対して支払った場合、当社は当該 IB に対する報酬の支払義務を免れることに予め同意します。
5. IB 報酬の計算方法は以下のとおりとする。

トレーダーがフィクシーのウェブサイト上で提供される金融商品取引プラットフォームを通じて FX および CFD の取引を執行し、その取引総額に対して予め IB 報酬契約に定められた IB 報酬率に基づいて計算される報酬のことをいいます。IB アカウントごとに毎日リアルタイムで報酬が計算され、かかる報酬が IB アカウントのウォレットに反映されます。
6. IB アカウントの口座残高が 100 ドルに達しない場合、出金は残高が 100 ドルに達するまで報酬を蓄積する必要があるため、以後も同様に行われるものとします。また、報酬の税務処理は、IB の責任により税法等の法令に従うものとします。
7. 金融機関口座に関する届出事項に不備または虚偽があるために報酬の支払いが行えない場合、当社は、当該 IB に当該事項の通知を行うものとします。当該届出不備事項は、当該 IB が、自己責任において管理画面にて修正・変更の手続きを行うものとします。当該届出事項に不備があるためその通知が到着しない、または IB からその通知に対する返信が当社に到達しない場合は、報酬は支払われないものとします。IB が振込み手続きを行った報酬が送金組戻しとなった場合の組戻手数料(消費税を含みます。)は、IB が負担するものとします。
8. 本条第 1 項の定めに関わらず、フィクシーが本プログラムのよって発生した報酬の支払いに関し、システムの不具合により報酬計算に誤りがあった場合やフィクシーから IB への支払いに遅滞した場合、一切の遅延損害金が発生しないものとする。

9. IB が本プログラム規約に基づく契約の他に当社と契約を締結している場合で、当該契約に基づく当社への債務の弁済が 1 回でも遅延した場合、当社は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわらず、当社が IB に対して負担する一切の金銭債務と、当該契約に基づき IB が当社に対して負担する金銭債務とを、対当額で相殺することができるものとし、IB はこれを承諾するものとしします。
10. 報告される IB 報酬の計算額に対し IB が合意できない場合、次のメールアドレス宛てに 15 営業日以内に当社に通知し、その理由を提示するものとしします。[メールアドレス：IB@fixifx.com] この規定された期間内に報告できない場合、取消不能通知と見なされま
11. IB が報酬の受け取りに応じる場合、それは関連期間の計算額に対する完全かつ最終的な合意と見なされるものとしします。
12. 関連する取引が本合意の規定に準拠しているかどうか調査及び検証する必要があると当社が判断する場合、当社は独自の裁量により、最大 180 日間の報酬支払いの差し止めをすることができるものとしします。
13. IB は、不正または誤った取引に基づいて受け取った報酬を返金するものとし、それが完全に返金されるまで将来の報酬額から差し引かれるものとしします。
14. IB は、本合意の下で受け取る報酬に関し適用する社会保障関連金（諸税、料金、費用およびその他地域または外国の税金当局へ支払うべき金額）を個人的に支払う完全な責任を負うものとしします。IB が支払うべきであるのに支払わなかった額に対していかなる状況においても当社およびフィクシーは責任を負わないものとし、IB はそれに関してフィクシーおよび当社が受けた損害金を返済するものとしします。

第 10 条 (IB のアカウント登録解除後の清算)

IB のアカウント登録が解除された後、3 か月経過した時点で未払いとなっている IB 報酬については、IB に支払われないものとしします。

IB が本規約に違反することによりアカウント登録が解除された場合、未払いとなっている IB 報酬は支払われないものとしします。

第4章 広告の掲載

第11条(管理者責任)

1. IB は、自己の責任において常に自己の IB サイトを適切な状態に保つように管理し、自己の IB サイトを通して違法行為や公序良俗に反する行為を行わないのはもちろんのこと、第三者をしてそのような行為が行われないように、善良なる管理者の注意を払う義務を負うものとします。
2. IB は、IB サイトを利用するユーザーが、アカウント登録の重複登録などフィクシーの利用規約に違反する行為を発生させないように、善良なる管理者の注意をもって、IB サイトを管理する義務を負うものとします。
3. IB は、自己の責任において管理画面のログイン ID およびパスワードを管理するものとし、第三者への開示、譲渡、貸与、売買、第三者のための利用およびツールを利用したログインなどの行為を行ってはならないものとします。使用上の過誤、不適切なログイン ID およびパスワードの管理により、当該ログイン ID およびパスワードが第三者に不正利用されたことにより発生した結果に関し、自己の責任において解決するものとし、当社またはフィクシーに一切の損害を与えないものとします。また、IB は、自己のログイン ID およびパスワードが不正に利用されたと認知した場合、当該事象を遅滞なく当社に連絡するものとします。
4. IB が前項に違反したあるいは違反した蓋然性が高いと当社が判断した場合には、当社は IB への通知無しに、本プログラムの提供の停止または契約の解除を行えるものとします。
5. IB は、自らが広告を配信するか否かにかかわらず、広告を掲載する複数の第三者メディア(ネットワークメディア)を管理している場合、以下の事項について同意するものとします。
 - ① 当社またはフィクシーはネットワークメディアに対して何らの責任も負うものではないこと、また、ネットワークメディアが、本プログラムを利用することによりフィクシーを含む第三者に対して損害を与えた場合、ネットワークメディアおよび IB の責任により解決するものとし、当社またはフィクシーには一切の損害を与えないこと

- ② ネットワークメディアが本規約第 30 条に規定する解除事由に該当した場合、当社が IB に対し何らの事前の予告および催告なしに、IB と本規約に基づく契約を解除することに対して、一切の異議を申し立てないこと
- ③ 本プログラムを利用させるネットワークメディアに次の各号に定める事項を承諾・遵守させること
 - a) ネットワークメディアは、本規約の内容を承諾した上で、IB と同様にこれらを遵守すること。ただし、当社の IB に対する報酬の支払義務など条項の性質上、ネットワークメディアに適用できないものを除く。
 - b) 当社および IB 間の契約が理由の如何を問わず終了した場合は、ネットワークメディアに対する本プログラムの提供も自動的に終了し、ネットワークメディアは本プログラムを利用できないこと。
 - c) IB は、当社から受領した本プログラムに関する通知その他の連絡事項に関し、ネットワークメディアに対しすみやかに伝達すること
 - d) ネットワークメディアが本規約の規定に違反した場合、IB は、自らが違反した場合と同様の責任を負うものとし、すみやかに当該違反を是正もしくは当該違反ネットワークメディアの本プログラム利用を停止すること
 - e) ネットワークメディアが本プログラムを利用することにより当社またはフィクシーに損害が発生した場合、IB が当社またはフィクシーに対してその損害を賠償すること

第 12 条(広告掲載の義務)

IB は、広告を継続的に最低 1 つは IB サイトに掲載するように努めなければなりません。

第 13 条(広告掲載数の制限)

IB は、フィクシーがウェブページ 1 ページに掲載できる広告数を定めている場合は、その広告数に反する数の広告を掲載してはなりません。

第 14 条(禁止行為)

IB は、本プログラムを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとし、当社は IB に事前の通知なしに以下の行為を行った IB サイトおよび当該 IB が管理または運営する IB サイトの広告の配信を停止することができるものとし、当社が、当該事由が発生した際に、当該 IB サイト用の広告が意図的に譲渡または貸与されたことを認めた場合、当社は当該広告を掲載したメディアの管理者または所有者に対して、民事提訴、刑事告訴等を含む一切の責任を追究することができるものとし、

① 禁止語句

IB サイトに掲載する広告に関して、報酬を目的として閲覧者に誤解を与えるような言葉を IB サイトおよびそれ以外のメディアに記述すること。

② 虚偽行為

IB 自身または第三者と共謀して報酬を得るため、広告の表示を不正に行ったり、自身の広告リンクを通じて虚偽の登録などの行為をすること。不当に報酬を得ようとする行為、または、当社にそのように見なされる行為をすること。

③ スпам行為

広告に関して電子メールでのスパム行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、またそれ以外の方法・手段による第三者への迷惑行為に該当する宣伝行為をすること。

④ フィクシーが指定するキーワードの購入

IB は、以下に定めるキーワードを検索エンジン検索結果連動型広告にて購入、表示しないものとします。また、IB が本項の定め反することによりフィクシーを含む第三者に対して損害を与えた場合、IB は自己の責任により当該事象を解決するものとし、当社に一切の損害および不利益を与えないものとします。

- a) フィクシーの権利を侵害する可能性があるキーワード
- b) 第三者の権利を侵害する可能性があるキーワード
- c) フィクシーが指定するキーワード。ただし、フィクシーが承諾した場合は、この限りではありません。

⑤ クロスリクルート

フィクシーで登録されている他の IB に属する IB またはトレーダーを自らの IB アカウントに属するダウンラインへの登録を勧誘する、いわゆる「引き抜き行為」をしてはならないものとします。

⑥ その他の不正行為

IB は、報酬を得るため、当社に不利益を被る不正行為または不正行為と当社および当社にみなされる行為をしてはならないものとします。

第 15 条(配信広告の変更)

1. IB は、フィクシーが何ら事前の告知なしに配信広告の内容を変更することを了承するものとします。
2. IB は、広告の掲載期間が終了した場合、その広告の掲載場所にデフォルト広告が配信されることを了承するものとします。

第 16 条(広告掲載期間終了によるリンクの中止)

1. IB は、広告の掲載期間が終了した場合には、IB サイトに掲載されている当該広告の URL およびコード、もしくは広告に利用する画像および文言などの掲載を遅滞無く中止しなければならないものとします。
2. IB は、フィクシーが IB への事前の通知なしに、当該フィクシーの広告のリンクを停止する場合があることを了承するものとします。

第 5 章 IB プログラムの運営

第 17 条(IB への連絡と通知)

IB は、本規約に従い適切かつ効果的に本プログラムを利用するために当社が IB に通知または連絡する必要があると判断した場合、当社およびフィクシーからの連絡と通知を電子メールおよびその他の方法で受け取ることに同意するものとします。

第 18 条(監視業務)

1. 当社は、独自の裁量により、IB が本規約に則り適切に本プログラムを利用しているか、また、本規約に反する行為や不正がないかを監視する業務を行います。
2. 当社は、当該監視業務により、本規約に反する不正行為を行っている、または行っている蓋然性が高いと判断した IB に対して、報酬の支払いの一部もしくは全部を拒否する権利を有するほか、IB サイトとしての登録を、IB への事前の通知なしに即時解除し、IB は、これに対して一切の異議を申し立てないものとします。
3. 当社は、悪質な不正行為を認知した場合、当該不正行為を行った蓋然性が高いと思われる IB を刑事告発することができるものとし、当該不正行為に関してフィクシーおよび第三者が当該 IB に対して損害賠償請求を行う場合は、当社が別途定めるプライバシーポリシーおよび個人情報保護法に従い、当該フィクシーおよび第三者への情報提供に協力し、IB は、これに対して一切の異議を申し立てないものとします。
4. 本条の監視業務は、当社の独自の裁量により行われるものであり、いかなる意味においても、当社の義務を構成するものと解釈されないものとします。

第 19 条(IB のレベル付け)

IB は、当社の独自の基準に基づき、IB の本プログラムの下での業績等を勘案してレベル、カテゴリーなどの付与が行われることを了承するものとします。そのレベル基準は、別紙 1 を参照するものとし、当該付与の判断に対して、IB は一切の異議を申し立てないものとします。また、当社は、当該行為によって発生する IB または第三者のいかなる不利益に関しても一切の責任を負わないものとします。当該レベル基準に変更がある場合は、電子メールまたは当社の運営管理するウェブサイトへの掲載もしくはその他の手段により当該事項を IB に通知するものとします。

第 20 条(運営委託)

当社は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い本プログラムの全部または一部の運営作業を第三者に委託することができるものとします。その場合、当社は、当該第三者が行う本プログラムの運営作業状況の監視義務を負うものとし、本規約に定める IB と当社の契約上の地位、権利義務は変わらないものとします。

第 21 条(本プログラムの中断、停止)

1. 当社は、本プログラムのシステムの管理・保守などのメンテナンスを行う場合、またはシステムの機能向上のためのアップグレードを行う場合に、電子メールまたは当社の運営管理するウェブサイトへの掲載もしくはその他の手段により当該事項を IB に通知するものとします。
2. 当社は、以下のいずれかの事由が発生した場合、IB に事前に通知することなく、独自の裁量により、本プログラムの一部もしくは全部を一時中断、または停止することができるものとし、これにより、IB または第三者が被ったいかなる不利益、損害についても、その理由のいかんを問わず一切の責任を負わないものとします。
 - ① 本プログラムに関する通信環境の障害、天災、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動、戦争、テロ行為など、またはそれらに関連する要因により、本プログラムの全部または一部の利用不能もしくは機能の不全が発生した場合
 - ② 本プログラムのシステム上の不具合、ならびに第三者によるハッキング、クラッキングなどの本プログラムに対する一切の妨害行為に起因し、またはそれに類する事情が原因となり本プログラムの全部または一部の利用不能もしくは機能の不全が発生した場合
 - ③ 当社の独自の判断により、本プログラムの運営を停止する場合

第 22 条(本プログラムの保証)

当社およびフィクシーは、本プログラムの利用に基づく IB の報酬の獲得について、いかなる保証も行わないものではありません。

当社およびフィクシーは、本プログラムがウイルスその他有害な内容を含まないこと、セキュリティが有効であること等を実効性を持たせるために最大限の努力は行わないものの、完璧であることを明示黙示問わず、保証するものではありません。

第 23 条(損害の免責)

1. 当社は、本プログラムの利用により発生した IB の損害については、一切の賠償の責を負わないものとします。ただし、損害発生の原因となる事由に関して、当社およびフィクシーの故意または重過失に起因する場合は除きます。
2. IB が本プログラムを利用することによりフィクシーを含む第三者に対して損害を与えた場合、IB は自己の責任により解決するものとし、当社またはフィクシーには一切の損害を与えないものとします。
3. IB が当社の IB 管理システムを利用する場合には、自己の責任で利用するものとし、当該利用により発生した損害については、当社およびフィクシーは一切の賠償責任を負わないものとします。

第 24 条(データの帰属・管理等)

1. IB は、本プログラムの提供にあたり、当社が取得したデータの所有権はすべて当社に帰属することに同意するものとし、当社は、当該データを本プログラムの品質向上および当社が必要と合理的に判断する場合に利用できるものとします。
2. 当社は、前項のデータの保護・管理に関し、当社の規定する情報保護方針を遵守するものとし、

第 25 条(機密保持)

1. IB は、本プログラムに関連して得た当社およびフィクシーの技術上、営業上、業務上その他秘密とみなされるべき情報を、当社の事前の書面による承諾なしに第三者へ漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実と判断されるものに関してはこの限りではありません。

2. 本条の効力は、本規約に基づく契約が終了した後も有効に存続するものとします。

第 26 条(個人情報の取り扱い)

1. FiXi または当社は、本プログラムを通じて取得する IB の個人情報に関して、「個人情報の保護に関する法律」、その他の個人情報保護に関する法令、関係各省庁より出される個人情報保護に関連する各種ガイドラインならびに当社が定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱うものとします。
2. FiXi または当社は、IB が本規約に違反し、IB が広告掲載契約をしているもしくは広告掲載契約をしていた広告媒体社から、当該違反に関する連絡を IB に対して直接行うために IB の連絡先の開示請求があった場合で、当社が適切だと判断した場合に限り、IB に事前に当該事実を連絡することにより、IB の連絡先のうち、当該広告媒体社が IB に連絡を取るために必要最小限の個人情報(住所、氏名もしくは企業名とその担当部署もしくは担当者、電話番号、FAX 番号、メールアドレスなど。)をフィクシーおよび当社に対して開示することに関し、IB はそれを事前に承諾し、同意するものとします。
3. 第 1 項から第 2 項までの定めるところにかかわらず、裁判所もしくは警察その他行政機関の照会・命令・捜査等があった場合または裁判所・警察その他行政機関に対し訴訟その他の手続上、当社が提出するべきと判断した場合、当社は必要な範囲において情報開示を行う場合があり、IB はそれを事前に承諾し、同意するものとします。

第 27 条(著作権等の知的財産権)

1. IB は、本プログラムのシステム、本プログラムにかかわるコンテンツ (IB システムを含む) などの著作権およびその他の関連知的財産権がすべて当社に帰属することを確認するものとします。
2. IB は、本プログラムの利用期間において、本プログラム利用の目的の範囲内のみでの本プログラムの使用权を付与されることを確認するものとします。
3. IB は、当社が別途定める方法により、事前に当社の承諾を得ないかぎり、本規約に基づく契約による本プログラムの使用权につき再使用权を設定し、第三者に譲渡、もしくは担保に供し、または本プログラムの全部または一部の複製物を第三者に譲渡・転貸、担保提供もしくは占有の移転をしてはならないのはもちろんのこと、その他のいかなる

方法によっても本プログラムの使用権もしくはその複製物を処分してはならないものとします。

第6章 IB プログラムの終了

第28条(登録解除)

1. IB は、IB のアカウント登録に関し、当社が別途定める手続きを行うことにより、本プログラムの利用を停止し、登録を解除することができるものとします。
2. IB のアカウント登録解除は、当該 IB 契約の解約を意味します。
3. 当社は、IB が次の各号のいずれかの事由に該当したと判断した場合、何ら事前の予告および催告なしに IB としての登録を解除し、本プログラムの利用を停止することができるものとします。
 - ① IB が本規約の一つにでも違反したとき
 - ② 連続して3か月以上管理画面にログインしない、または新規 IB またはエンドユーザーの獲得がない、もしくはダウンラインの IB への報酬契約発行にかかる IB としての義務を怠っていると当社が判断したとき。
4. 本規約に違反し、登録を解除された IB は、本プログラムに再度登録することはできない場合があるものとします。
5. FiXi および当社は、30 日前の通知をもって、いつでも IB のアカウント登録を解除することが出来るものとします。

第29条(契約の解除)

1. IB は、当社が別途定める手続きを行うことにより、本プログラムの利用を停止し、本規約による契約を解約することができます。
2. 当社は、IB に対して内部メッセージまたは電子メールにて通知を行うことにより、本規約に基づく IB との契約を解約することができるものとします。ただし、IB に以下のいずれかの事由が発生した場合は、何ら事前の予告および催告なしに IB との本規約にかかる契約を解除することができるものとします。
 - ① IB または IB サイトが法令に違反またはそのおそれがあると判明した場合

- ② IB または IB サイトが本規約の一つにでも違反した場合および第 7 条(表明および確約)に虚偽があった場合
 - ③ IB について、仮差押、差押もしくは競売の申請、または破産、民事再生もしくは会社更生手続開始の申立があり、または清算手続きなどの法的整理が開始された場合
 - ④ 再生手続きや私的整理が開始された場合
 - ⑤ IB が租税公課を滞納して、保全差押を受けた場合
 - ⑥ IB について手形交換所の取引停止処分があった場合
3. 次の場合、当社は IB に対し内部メッセージまたは電子メールによる解約通知を与えることで、即座に本合意を解約できる権利を持ちます：
- ① IB によって紹介された新規エンドユーザーが利用規約違反またはその他の詐欺的行為などの手段により不正な利益を得るような取引があると推測される疑わしい取引パターンを Fixi または当社あるいは LP が発見した場合、当社は当該顧客から蓄積されたすべての賞金および報酬を差し止める権利を持ちます。
 - ② IB に対し倒産、破産または清算が開始される場合、または IB が通常の営業過程で本件提携を停止した場合。
4. 当社が、フィクシーサイトを通じてトレーダーにオンライン金融商品取引サービスの提供を停止した場合、本合意は自動的に解約されます。
- ① 解約に際し、当事者は本合意に基づいて IB に与えられた全ての権利およびライセンスは直ちに解約され、IB はいかなる登録商標、商標、ロゴおよび当社のその他の記号表示をも利用を停止します。特に、IB は IB サイトからのフィクシーサイトへのリンクを全て削除し、フィクシーサイトの宣伝またはマーケティング活動を停止しなければなりません。
 - ② 本合意の解約に際し、IB は解約が IB による契約違反に基づかない場合に限り、解約の発効日以降も、取得し未払いの IB 報酬を受け取る資格を持つものとします。ただし、当該未払いの IB 報酬を受け取れる期間は、当該解約の発行日以降から 3 カ月間とします。
 - ③ IB は本合意の解約前もしくは解約後に生じた広告、市場開発、投資、リースまたはその他の費用の払い戻しを受ける資格を持ちません。
 - ④ IB による本合意の利用規定の違反により本合意が解約される場合、当社はかかる違反から生じる請求に対する担保として、IB に対してまだ未払いの IB 報酬を差し止める権利を持つものとします。

- ⑤ 本合意の解約に際し、IB は全ての機密情報とマーケティングツールを当社に対して戻す義務を持ちます。
 - ⑥ IB は、本合意の解約後も、解約前に発生した本合意の違反から生じるいかなる責任に関してもその履行を免れることは出来ません。
 - ⑦ 本合意の条項は、その本質により本合意の解約の後も存続する。
5. 当社と IB との契約の解約は、当該 IB のアカウント登録が解除されることを意味します。
6. 当社は、本規約ならびに本規約に付随する規約、規則およびガイドライン等に違反した IB に対して、報酬の支払いを一切拒否する権利を有するほか、IB との契約の解除および個々の IB サイトの登録解除を事前の通知なしに行う権利を有するものとし、これについて IB は一切の異議を申し立てないものとしします。
7. 前項の事由により当社と IB との契約が解除された場合、当社は、当該 IB に契約解除時まで支払った全ての報酬と同額の請求を行うことができるものとし、また、当該契約解除に関わる全ての費用(人件費、交通費、訴訟などの裁判手続きを行った場合はその費用、弁護士費用などを含みますが、それに限定されません。)も当該 IB に請求できるものとしします。

第 7 章 その他

第 30 条(権利義務の譲渡等の禁止)

IB は、当社が別途定める方法により、当社の事前の承諾を得ないかぎり、第三者に対し、本規約にかかる契約上の地位、権利および義務について、これを譲渡し、継承させ、または担保に供してはならないものとしします。

第 31 条(規約および条件の改定)

本規約ならびに本規約に付随するすべての規約、規則およびそれに準ずるものは、当社の独自の判断により、IB の承諾なしに変更・改定を行うことができるものとしします。なお、変更・改訂の内容および改定日については、当社ウェブサイトまたは電子メールを通じて IB

に事前に通知するものとし、変更・改定後の本規約も、IB と当社との間の一切の關係に適用されるものとします。

第 32 条(本プログラムの変更・廃止)

当社は、本プログラムの種類および内容の全部または一部を変更または廃止(以下「変更等」といいます。)することがあるものとします。その場合、当社は、変更等に伴い IB に損害が発生したとしても一切の責任を負わないものとします。

当社は、前項の規定により本プログラムを廃止するときは、IB に対し事前にまたは緊急の場合は事後に通知するものとします。

第 33 条(裁判管轄)

IB は、本規約または本プログラムの利用に関して IB と当社との間で生じた紛争については、訴額に応じて治安判事裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 34 条(準拠法)

本規約ならびに IB と当社との關係には、すべてバハマ共和国の法令が適用されるものとします。

制定日：2023 年 5 月 1 日

別紙 1：レベル基準及び IB 報酬率

レベル条件	ブロンズ	シルバー	ゴールド	プラチナム	ダイヤモンド	招待生
IB 報酬率	3ドル	5ドル	7ドル	9ドル	11ドル	応相談
必要ポイント数	0-149	150-399	300-449	450-599	600-999	1,000

【Fixi パートナープログラムのルール】

- a) 1 ロットは、1 ポイントとして換算されます。
- b) IB レベルは、毎月末に入金済みの顧客およびパートナー様の自己取引によって獲得した IB ポイントを集計し、IB レベルの目標に応じて、翌月 1 日に更新されます。
- c) 現レベルから次のレベルへアップするために必要な IB ポイントを獲得すると、自動的にレベルアップします。
- d) 現レベルを維持するために必要な IB ポイントを獲得していない場合、下のレベルへダウンとなります。また、当月に獲得した IB ポイントもゼロにリセットされ、次月に繰り越されることはありません。
- e) 本レベル基準及び IB 報酬率の変更は、当該変更の効力発行日より 1 か月前に、電子メールまたは当社の運営管理するウェブサイトへの掲載もしくはその他の手段により当該事項を IB に通知するものとします。